



2016年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社デザート
代 表 者 名 代表取締役社長 石本雅敏
(コード番号：8114 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 スタッフ管掌 辻本謙一
(TEL：06-6774-0365)

当社子会社との会社分割（吸収分割）契約締結および 定款の一部変更（事業目的の一部変更等）に関するお知らせ

株式会社デザート（以下、「当社」）は、2016年5月10日開催の取締役会において決議し公表いたしました「グループ組織再編（会社分割）に関するお知らせ」、および2016年8月31日開催の取締役会において決議し公表いたしました「子会社（分割準備会社）設立に関するお知らせ」にて、2017年4月1日を効力発生日（予定）として、会社分割の方法によりグループ組織再編を行う旨を公表しております。当社は、本日開催の取締役会において決議のうえ、当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、2016年9月12日設立の当社の100%子会社であるデザートジャパン株式会社へ当社の日本事業を承継させる吸収分割契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、当該吸収分割契約に基づく吸収分割を「本吸収分割」といいます。）。

また、グループ組織再編に伴い、当社は、2017年2月15日開催予定の臨時株主総会に、定款の一部変更（事業目的の追加等）の議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

本吸収分割は、2017年2月15日開催予定の当社臨時株主総会において関連議案が承認可決されることおよび必要に応じ所轄官庁の許認可等が得られることを条件としており、また、定款変更は、当該臨時株主総会において関連議案が承認可決されることおよび本吸収分割の効力が発生することを条件としております。

なお、本吸収分割は当社の100%子会社との間で行う吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. グループ組織再編のための会社分割

1. 本吸収分割の目的

①グローバルでのブランド価値向上

当社がグローバルで展開する各ブランドのコアとなるものを創出する機能を独立させ、グローバルレベルでの価値向上に取り組む「One Global Brand」政策を推進します。

②「現地適応型」のグローバル化推進

今回の経営体制移行により分離する日本事業をはじめ、各エリアでの事業会社の責任と権限を明確にし、意思決定の迅速化を図り、事業環境の変化に対応した機動的な業務執行を目指します。

③日本事業の再構築と強化

日本事業に特化したビジネスモデルの再構築を行い、収益の向上、事業拡大を図ります。

2. 本吸収分割の要旨

(1)吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社および承継会社）	2016年12月26日
吸収分割契約締結	2016年12月26日
吸収分割承認臨時株主総会（当社）	2017年2月15日（予定）
吸収分割の効力発生日	2017年4月1日（予定）

*本吸収分割は、承継会社であるデサントジャパン株式会社においては会社法第796条第1項に定める略式吸収分割に該当するため、デサントジャパン株式会社は、吸収分割契約の承認に係る株主総会の承認を必要といたしません。

(2)本吸収分割承継の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるデサントジャパン株式会社を承継会社とする分社型の吸収分割です。

(3)本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割による株式その他の金銭等の割当てはありません。

(4)本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5)本吸収分割により増減する資本金

当社について、本吸収分割による資本金の額の増減はありません。

(6)承継会社が承継する権利義務

承継会社であるデサントジャパン株式会社は、本吸収分割により、承継対象事業に係る資産、負債、契約上の地位およびその他の権利義務（吸収分割契約において別段の定めのあるものを除きます。）を承継いたします。なお、承継会社が承継する債務につきましては、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7)債務履行の見込み

本吸収分割において、効力発生日以降における分割会社および承継会社が負担する債務については、履行の見込みについて問題はないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (2016年3月31日現在)			承継会社 (2016年9月12日現在)
(1)名称	株式会社デサント			デサントジャパン株式会社
(2)所在地	本店：大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目11番3号			本店：大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目11番3号 本社：東京都豊島区目白一丁目4番8号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石本 雅敏			代表取締役社長 三井 久
(4)事業内容	各種スポーツ用品およびこれらに関連するものの製造、加工、販売ならびに輸出入等。			各種スポーツ用品およびこれらに関連するものの製造、加工、販売ならびに輸出入等。
(5)資本金	3,846 百万円			90 百万円
(6)設立年月	1958年2月			2016年9月
(7)発行済株式数	76,924,176 株			1,800 株
(8)決算期	3月末			3月末
(9)従業員数	1,992 人			0 人
(10)主要取引先	全国の百貨店・チェーン店・専門店等			現在営業活動は行っておりません
(11)主要取引銀行	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほ銀行			株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほ銀行
(12)大株主及び持株比率	伊藤忠商事株式会社 25.01% 日本生命保険相互会社 4.21% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3.85% 株式会社三井住友銀行 2.74% 帝人フロンティア株式会社 2.64% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2.54% 石本和之 2.28% 公益財団法人石本記念デサントスポーツ科学振興財団 2.15% 東洋紡 STC 株式会社 2.07% デサント共栄会 1.90%			株式会社デサント 100%
(13)当事会社間の関係等	資本関係	株式会社デサントが全額出資する100%子会社です。		
	人的関係	取締役は全員、株式会社デサントの取締役を兼ねております。		
	取引関係	現在営業を行っていないため、取引はありません。		
(14)最近3年間の経営成績および損益状態	株式会社デサント (連結)			デサントジャパン株式会社(個別)
	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2016年9月12日現在
純資産	56,309 百万円	65,278 百万円	69,748 百万円	90 百万円
総資産	83,830 百万円	95,396 百万円	107,624 百万円	90 百万円
1株当たり純資産	747.37 円	866.48 円	925.81 円	50,000.00 円
売上高	109,944 百万円	123,128 百万円	135,778 百万円	—
営業利益	6,271 百万円	9,136 百万円	10,376 百万円	—
経常利益	6,643 百万円	9,543 百万円	11,053 百万円	—
親会社株主に帰属する当期純利益	4,470 百万円	6,563 百万円	7,870 百万円	—

1 株当たりの当期純利益	59.33 円	87.12 円	104.47 円	—
--------------	---------	---------	----------	---

(注) 承継会社につきましては、2016年9月12日に設立されており、直前事業年度が存在しないため、「直前事業年度の財政状態および経営成績」は、その設立日における純資産、総資産および1株当たり純資産のみを記載しております。

4. 分割する事業の概要

(1) 分割する事業の内容

2. (6) のとおり (ただし、吸収分割契約において特段の定めのあるものを除きます)。

(2) 分割する事業の経営成績 (2016年3月期)

	分割対象事業実績(a)	当社単体の実績(b)	比率(a/b)
売上高	49,600 百万円	57,235 百万円	86.7%

(3) 分割する資産、負債の項目および金額 (2016年3月期)

資産		負債	
流動資産	27,100 百万円	流動負債	2,000 百万円
固定資産	2,700 百万円	固定負債	1,400 百万円
合計	29,800 百万円	合計	3,400 百万円

(注) 2016年3月31日時点の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に分割される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となります。

5. 分割後の状況

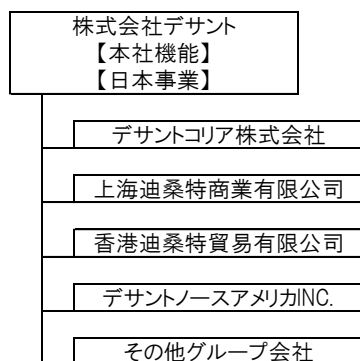
本吸収分割により、当社およびデザートジャパン株式会社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期に変更はありません。

6. 今後の見通し

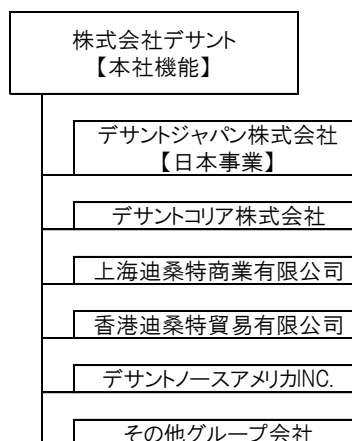
当社の業績に与える影響は軽微であります。今後、当社の業績に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合は、別途開示いたします。

(参考) 2017年4月以降のグループ経営体制のイメージ図

【現状】



【2017年4月1日以降の体制】



II. 定款の変更

1. 定款変更の理由

グループ組織再編に伴い、事業目的に持株会社としての経営管理などを追加するとともに、委任型の執行役員制度を新設するものであります。なお、本定款変更は、本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日（2017年4月1日予定）に効力が生じるものとします。

2. 定款変更の内容

(変更箇所のみ抜粋して記載しております。下線は変更部分を示しております。)

条数	現行定款	変更案
現行第2条 (目的)	当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 繊維製品、皮革製品、装粧品、紙製品、美術工芸品、一般雑貨、化成品その他各種スポーツ用品およびこれらに関連するものの製造、加工、販売ならびに輸出入 (以下省略)	当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、 <u>ならびに当該各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u> 1. 繊維製品、皮革製品、装粧品、紙製品、美術工芸品、一般雑貨、化成品その他各種スポーツ用品およびこれらに関連するものの製造、加工、販売ならびに輸出入 (現行どおり)
現行第15条 (議長)	株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に <u>欠員または事故あるときは</u> 、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
現行第23条 (代表取締役および役付取締役)	当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副会長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副会長および取締役副社長各1名を選定することができる。</u>
第29条 (執行役員) ※ 新設		<u>当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。執行役員に関する事項については、この定款に定めるもののほか取締役会の定める執行役員規程による。</u>

現行第29～43条	省略	(条数繰り下げ) 第30条～44条
附則第1条 ※ 新設		<u>第2条、第15条および第23条の変更、第29条の新設ならびにこれに伴う条数の変更は、平成29年4月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって自動的に削除されるものとする。</u>

3. 定款変更の日程

定款変更のための臨時株主総会

2017年2月15日（予定）

定款変更の効力発生日

2017年4月1日（予定）

以上